

広島市地域防災計画の主な修正項目一覧表（平成25年9月）

（注）項目欄の【予防】は災害予防に関する計画の修正に、【応急】は災害応急に関する計画の修正に、【復旧・復興】は災害復旧・復興に該当することを示す。

① 災害対策に係る基本理念（1項目）

| 項目 | 修正の概要等 | 地域防災計画の修正箇所 | 新旧対象表頁番号 |
|-----------------|--|--|----------|
| 災害対策に係る基本理念の明確化 | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法の改正により、災害対策に関する基本的な考え方を関係者が広く共有し、一体となって災害対策に取り組むため、以下の基本理念が規定されたことを踏まえ、本市の災害対策に係る基本理念を本計画に規定し明確化を図る。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講じること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護する。 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護する。 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図る。 </div> | <p>【基本・風水害対策編】 第1章 総則 第2節 防災業務実施上の基本原則 第1 基本理念（新設） 第2 基本原則（新設）</p> | 1 |

② 災害対策本部体制の強化（2項目）

| 項目 | 修正の概要等 | 地域防災計画の修正箇所 | 新旧対象表頁番号 | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---|-------------|----------|-------|------------------------|-------------------------------|---|--|----------------------|----|---|--|---|
| 特別警報発表時の初動体制の確保 【応急】 | <ul style="list-style-type: none"> 気象業務法の改正により、平成25年8月30日から特別警報の運用が開始されることから、災害対策本部の設置基準（第四次体制）に、特別警報の発表（自動参集）を加え、当該特別警報発表時の初動体制を確保する。 <p>【災害対策本部（第四次体制）設置基準】 災害対策本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に予想される災害の規模、被害の程度に応じて、次の基準により体制を区分して設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第四次体制</td> <td>ア 市域に震度5強以上の地震が発生したとき。</td> </tr> <tr> <td>イ 気象庁が広島県に大津波警報又は津波警報を発表したとき。</td> </tr> <tr> <td>ウ 気象庁が市域に係る気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪又は大雪）を発表したとき。（今回追加）</td> </tr> <tr> <td>エ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。</td> </tr> <tr> <td>オ 前記のほか、市長が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td> ① 下線部は、自動発令とする。 ② 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ③ 第四次体制発令時には、原則として平常業務は停止する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>【特別警報とは】（気象庁ホームページから引用） 気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。</p> | 体制 | 設置基準 | 第四次体制 | ア 市域に震度5強以上の地震が発生したとき。 | イ 気象庁が広島県に大津波警報又は津波警報を発表したとき。 | ウ 気象庁が市域に係る気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪又は大雪）を発表したとき。（今回追加） | エ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。 | オ 前記のほか、市長が必要と認めたとき。 | 摘要 | ① 下線部は、自動発令とする。 ② 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ③ 第四次体制発令時には、原則として平常業務は停止する。 | <p>【基本・風水害対策編】 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用 第4 災害対策本部</p> | 2 |
| 体制 | 設置基準 | | | | | | | | | | | | |
| 第四次体制 | ア 市域に震度5強以上の地震が発生したとき。 | | | | | | | | | | | | |
| | イ 気象庁が広島県に大津波警報又は津波警報を発表したとき。 | | | | | | | | | | | | |
| | ウ 気象庁が市域に係る気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪又は大雪）を発表したとき。（今回追加） | | | | | | | | | | | | |
| | エ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。 | | | | | | | | | | | | |
| オ 前記のほか、市長が必要と認めたとき。 | | | | | | | | | | | | | |
| 摘要 | ① 下線部は、自動発令とする。 ② 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ③ 第四次体制発令時には、原則として平常業務は停止する。 | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | 修正の概要等 | 地域防災計画の修正箇所 | 新旧対象表頁番号 |
|----------------------------------|--|--|----------|
| り災証明書交付業務の円滑化 【予防】 【復旧・復興】 | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法の改正により、災害時に遅滞なくり災証明書を交付しなければならないとされたため、平常時から、被害状況の調査やり災証明書交付等の事務に従事する職員の知識・技術の向上等に努めることとする。 | 【基本・風水害対策編】 第2章 災害予防計画 第7節 防災教育・訓練及び調査研究 第6 り災証明書交付体制の整備（新設） 第4章 災害復旧・復興計画 第7節 り災証明書の交付 | 3・4 |
| | | 【震災対策編】 第2章 震災予防計画 第9節 災害応急体制の整備 第5 り災証明書交付体制の整備（新設） | 5 |

③ 情報の収集・伝達体制の充実（4項目）

| 項目 | 修正の概要等 | 地域防災計画の修正箇所 | 新旧対象表頁番号 |
|----------------------------|---|---|----------|
| 情報の収集・伝達手段の多重化・多様化 【応急】 | <p>[1 防災行政無線移動無線機]</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線移動無線機（MCA無線）の整備に伴い、本市防災拠点の庁内電話、固定電話及び衛星回線との接続が可能となることから、これを活用し、市・区災害対策本部、生活避難場所等との間で迅速な情報伝達を行う。 <p>【MCA無線運用イメージ図】 防災関係機関</p> <p>The diagram illustrates the MCA wireless communication system. It shows a central hub labeled '消防局(災害対策本部)' (Fire Station/Disaster Response Headquarters) connected to several other entities: '生活避難場所' (Life Evacuation Site), '市役所(各局)' (City Office/Various Bureaus), '各区(区災害対策本部)' (Various Districts/District Disaster Response Headquarters), and '災害現場' (Disaster Site). The system also includes '庁内電話' (In-office phone), '電話交換機' (Telephone exchange), and 'MCA基地局' (MCA Base Station). A satellite labeled 'スーパーバードB2' (Superbird B2) is shown providing satellite communication. A box lists capabilities: '無線機同士の個別通信(双方向通信による携帯電話的運用可)' (Individual communication between wireless devices, mobile phone-like operation possible), '強制一斉、グループ一斉通信可' (Mandatory group, group communication possible), 'すべての端末機同士で通信可' (Communication possible between all terminal devices), '庁内電話等へ接続可' (Connection to in-office phones etc. possible), and 'メール送信可' (Email transmission possible). A note indicates '(一財)移動無線センター運営' (Operation by (NPO) Mobile Wireless Center).</p> | 【基本・風水害対策編】 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達 第1 情報の収集・伝達体制 | 6 |
| | <p>[2 臨時災害放送局]</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニティーFM放送局（FMちゅーピー）と締結した協定により、緊急時の放送、災害に関する情報の発信、大規模災害時に本市が開設する臨時災害放送局の運営の委託による生活・支援情報等の市民への提供を行う。 <p>「災害時における放送要請等に関する協定」(平成25年5月31日締結)</p> <p>■ 協定内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害対策基本法の規定に基づく、災害時における緊急時の放送 前号以外の場合、本市が必要と認め、災害に関する情報発信 大規模災害時には臨時災害放送局の運営を委託し、迅速な災害時の生活、支援情報等を提供 | 【震災対策編】 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達 第1 情報の収集・伝達体制 | 7 |
| | | 【基本・風水害対策編】 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達 第1 情報の収集・伝達体制 | 8~10 |
| | | 【震災対策編】 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達 第1 情報の収集・伝達体制 | 11~13 |

| 項 目 | 修 正 の 概 要 等 | 地 域 防 災 計 画 の 修 正 箇 所 | 新 旧 対 象 表 頁 番 号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|--------------------|---|--|---|--|--|--|--|---|---|--|----|-------------------------|-------|-----|---------|---|------|--|----|---|--|--------------|
| 気象業務法の改正に伴う特別警報の伝達等 【応急】 | <ul style="list-style-type: none"> 住民等へ伝達を行う、注意報や警報等の防災気象情報に特別警報を追加する。 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>気象等に関する特別警報の発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p>津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震（地震動）</td> <td>震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合（緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）</td> </tr> <tr> <td>火山噴火</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合（噴火警報（居住地域）を別警報に位置づける）</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>高いところで3メートルを超える津波が予想される場合（大津波警報を特別警報に位置づける）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※気象庁ホームページから引用</p> </div> </div> | 現象の種類 | 基 準 | 大雨 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 | 暴風 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 | 高潮 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合 | 波浪 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合 | 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 | 大雪 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 | 現象の種類 | 基 準 | 地震（地震動） | 震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合（緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける） | 火山噴火 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合（噴火警報（居住地域）を別警報に位置づける） | 津波 | 高いところで3メートルを超える津波が予想される場合（大津波警報を特別警報に位置づける） | 【基本・風水害対策編】 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達 第1 情報の収集・伝達体制 【震災対策編】 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達 第1 情報の収集・伝達体制 | 14 15 |
| 現象の種類 | 基 準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大雨 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 暴風 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高潮 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 波浪 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大雪 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現象の種類 | 基 準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地震（地震動） | 震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合（緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 火山噴火 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合（噴火警報（居住地域）を別警報に位置づける） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波 | 高いところで3メートルを超える津波が予想される場合（大津波警報を特別警報に位置づける） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波に関する水防警報の修正 【応急】 | <ul style="list-style-type: none"> 広島県水防計画の修正に伴い、 <ul style="list-style-type: none"> 中国地方整備局太田川河川事務所が発表する水防警報（洪水、高潮等）を「洪水、高潮」と「津波」に区分 県西部建設事務所が発表する水防警報（洪水、高潮）に「津波」を追加 県広島港湾振興事務所が発表する水防警報（高潮）に「津波」を追加する。 | 【基本・風水害対策編】 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達 第2 気象情報等の収集及び伝達 【震災対策編】 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達 第1 情報の収集・伝達体制 第3 津波に関する水防警報（新設） | 16・17 18～20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水防要員の出動基準の明確化 【応急】 | <ul style="list-style-type: none"> 洪水や高潮等の災害種別ごとに、水防警報の発表や水位情報等による水防要員の出動基準・活動内容を設定し、円滑な水防活動を行うための体制の整備を図る。 <p>例：「洪水」の場合（概要）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>状 況</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水防警報「待機」が発表されたとき。 河川の水位が「水防団待機水位」に達したとき。 等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 気象情報、水位情報等の収集 等 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水防警報「準備」が発表されたとき。 河川の水位が「はん濫注意水位」に達したとき。 等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 河川堤防等の巡視、浸水防止対策の実施 注意喚起の広報の実施 等 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水防警報「出動」が発表されたとき。 河川の水位が「避難判断水位」に達したとき。 等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自主避難の呼び掛け（避難準備情報の伝達）の実施 状況に応じ、避難場所の開設及び避難誘導 等 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 水防警報「指示」が発表されたとき。 河川の水位が「氾濫危険水位」に達したとき。 等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の実施 避難場所の開設及び避難誘導 等 </td> </tr> </tbody> </table> | 状 況 | 活 動 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> 水防警報「待機」が発表されたとき。 河川の水位が「水防団待機水位」に達したとき。 等 | <ul style="list-style-type: none"> 気象情報、水位情報等の収集 等 | <ul style="list-style-type: none"> 水防警報「準備」が発表されたとき。 河川の水位が「はん濫注意水位」に達したとき。 等 | <ul style="list-style-type: none"> 河川堤防等の巡視、浸水防止対策の実施 注意喚起の広報の実施 等 | <ul style="list-style-type: none"> 水防警報「出動」が発表されたとき。 河川の水位が「避難判断水位」に達したとき。 等 | <ul style="list-style-type: none"> 自主避難の呼び掛け（避難準備情報の伝達）の実施 状況に応じ、避難場所の開設及び避難誘導 等 | <ul style="list-style-type: none"> 水防警報「指示」が発表されたとき。 河川の水位が「氾濫危険水位」に達したとき。 等 | <ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の実施 避難場所の開設及び避難誘導 等 | 【水防計画】 第3章 水防応急活動 第1節 水防要員の出動 第1 出動の指令 | 21～24 | | | | | | | | | | | | |
| 状 況 | 活 動 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 水防警報「待機」が発表されたとき。 河川の水位が「水防団待機水位」に達したとき。 等 | <ul style="list-style-type: none"> 気象情報、水位情報等の収集 等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 水防警報「準備」が発表されたとき。 河川の水位が「はん濫注意水位」に達したとき。 等 | <ul style="list-style-type: none"> 河川堤防等の巡視、浸水防止対策の実施 注意喚起の広報の実施 等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 水防警報「出動」が発表されたとき。 河川の水位が「避難判断水位」に達したとき。 等 | <ul style="list-style-type: none"> 自主避難の呼び掛け（避難準備情報の伝達）の実施 状況に応じ、避難場所の開設及び避難誘導 等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 水防警報「指示」が発表されたとき。 河川の水位が「氾濫危険水位」に達したとき。 等 | <ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の実施 避難場所の開設及び避難誘導 等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

④ 避難対策の充実（6項目）

| 項 目 | 修 正 の 概 要 等 | 地 域 防 災 計 画 の 修 正 箇 所 | 新 旧 対 象 表 頁 番 号 | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|---|-----------------|-----------|---------|-----|-----|------|---|---|------|---------------------------|--|--------------------------------------|-------|
| 特別警報に対応した避難体制の整備 【応急】 | <ul style="list-style-type: none"> 情報の収集から被害の発生までの段階ごとに、本市の対応や住民の行動を定めている計画に、特別警報の発表を追加し、同警報発表時における避難勧告・指示の発令、住民の迅速な避難について規定する。 <p>例：「土砂災害」の場合（概要）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>状 況</th> <th>本 市 の 対 応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1～第3段階</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td> 【避難勧告】 ・避難基準雨量を超えた場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合（今回追加） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 該当地域に避難勧告 危険が迫っている場合は避難指示 避難場所の開設 </td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td> 【災害発生】 がけ崩れや土石流が発生した場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 救助が必要な場合、消防職員等が出動 避難場所の開設 </td> </tr> </tbody> </table> | 段 階 | 状 況 | 本 市 の 対 応 | 第1～第3段階 | (略) | (略) | 第4段階 | 【避難勧告】 ・避難基準雨量を超えた場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合（今回追加） | <ul style="list-style-type: none"> 該当地域に避難勧告 危険が迫っている場合は避難指示 避難場所の開設 | 第5段階 | 【災害発生】 がけ崩れや土石流が発生した場合 | <ul style="list-style-type: none"> 救助が必要な場合、消防職員等が出動 避難場所の開設 | 【水防計画】 第4章 避難対策 第4節 災害種別に応じた避難 | 25～27 |
| 段 階 | 状 況 | 本 市 の 対 応 | | | | | | | | | | | | | |
| 第1～第3段階 | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | |
| 第4段階 | 【避難勧告】 ・避難基準雨量を超えた場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合（今回追加） | <ul style="list-style-type: none"> 該当地域に避難勧告 危険が迫っている場合は避難指示 避難場所の開設 | | | | | | | | | | | | | |
| 第5段階 | 【災害発生】 がけ崩れや土石流が発生した場合 | <ul style="list-style-type: none"> 救助が必要な場合、消防職員等が出動 避難場所の開設 | | | | | | | | | | | | | |

| 項 目 | 修 正 の 概 要 等 | 地 域 防 災 計 画 の 修 正 箇 所 | 新 旧 対 象 表 頁 番 号 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|-------------------|----------------|-------------------|------------------------|------|---------------|--|-----|-------------------|--|---|--|-----|-----|---|---|--|
| <p>広島県津波浸水想定図等を踏まえた津波災害対策の推進</p> <p style="text-align: center;">【予防】</p> | <ul style="list-style-type: none"> 広島県が平成17年3月に作成した「広島県津波浸水予測図」の見直しを行い、平成25年3月に「広島県津波浸水想定図」が作成されたことから、当該津波浸水想定図等で示された「最大クラスの津波」及び「津波到達時間の短い津波」に基づき、住民の津波災害に対する知識の普及、避難体制の整備等に取り組むこととする。 <p>【広島県津波浸水想定図の概要】</p> <p>南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による「最高津波水位」、「最大波到達時間」及び「津波影響開始時間」（広島市域抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="765 407 1650 604"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">最高津波水位※1 (m)</th> <th rowspan="2">最大波到達時間 (分)</th> <th rowspan="2">津波影響開始時間※2 (分)</th> </tr> <tr> <th>うち津波の高さ (m)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ 巨大地震</td> <td>3.6</td> <td>1.5</td> <td>246</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>瀬戸内海域 活断層等</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>110</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示 ※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20cmの変化が生じるまでの時間</p> | 区分 | 最高津波水位※1 (m) | | 最大波到達時間 (分) | 津波影響開始時間※2 (分) | うち津波の高さ (m) | | 南海トラフ 巨大地震 | 3.6 | 1.5 | 246 | 37 | 瀬戸内海域 活断層等 | 3.0 | 0.8 | 110 | 3 | <p>【震災対策編】</p> <p>第4章 津波災害対策</p> <p>第1節 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方</p> <p>第1 想定される津波（新設）</p> <p>第2 津波による被害想定のための基本的考え方（新設）</p> <p>第2節 津波に強いまちづくり</p> <p>第1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方</p> | <p style="text-align: center;">28～32</p> |
| 区分 | 最高津波水位※1 (m) | | 最大波到達時間 (分) | 津波影響開始時間※2 (分) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | うち津波の高さ (m) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南海トラフ 巨大地震 | 3.6 | 1.5 | 246 | 37 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 瀬戸内海域 活断層等 | 3.0 | 0.8 | 110 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>防災備蓄物資の内容・取扱方法等の普及</p> <p style="text-align: center;">【予防】</p> | <ul style="list-style-type: none"> 備蓄物資の品目、数量、場所等について、本市ホームページ等により市民に周知するとともに、避難場所等に整備している備蓄倉庫に、備蓄物資の使用方法を記載した取扱説明書等を整備し、各地域等において訓練などを通じ円滑な運用を図ることとする。 | <p>【震災対策編】</p> <p>第2章 震災予防計画</p> <p>第13節 避難体制の整備</p> <p>第10 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備</p> | <p style="text-align: center;">33</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）</p> <p style="text-align: center;">【応急】</p> | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法の改正により、災害に関する予報・警報等を伝達する場合において、市長が必要と認めるときは、一般住民等に対する避難のための準備及び災害時要援護者等に対する避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）ができることとされたため、これまで洪水・高潮・土砂災害・津波について規定していた同内容を、震災などの災害についても規定する。 | <p>【基本・風水害対策編】</p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>第5節 避難対策</p> <p>第1 注意喚起及び自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）（新設）</p> <p>【震災対策編】</p> <p>第3章 震災応急対策</p> <p>第5節 避難対策</p> <p>第2 注意喚起及び自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）（新設）</p> <p>【水防計画】</p> <p>第4章 避難対策</p> <p>第1節 注意喚起及び自主避難の呼びかけ</p> <p>第1 注意喚起及び自主避難の呼びかけ</p> | <p style="text-align: center;">34～36</p> <p style="text-align: center;">37～40</p> <p style="text-align: center;">41</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>屋内での待避等の安全確保措置の指示</p> <p style="text-align: center;">【応急】</p> | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法の改正により、従来の「避難のための立退き」の勧告（避難勧告）及び「避難のための立退き」の指示（避難指示）に加え、屋外を移動して避難場所等へ避難することにより、かえって危険が及ぶおそれがある場合には、屋内に留まる（上階への移動を含む。）等の「屋内での待避等の安全確保措置」を指示することができることとされたため、これについて規定する。 <p>【市長等が行う避難指示等】</p> <table border="1" data-bbox="724 1444 1881 1654"> <thead> <tr> <th>法改正前</th> <th>法改正後</th> <th>実施の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告</td> <td>同左</td> <td>災害が発生するおそれがあり、避難を促すとき。</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>同左</td> <td>災害が発生するおそれがあり、避難すべき時期が切迫したとき、又は災害が発生し、現場に残留者がいるとき。</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>屋内での待避等の安全確保措置の指示</td> <td>災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。</td> </tr> </tbody> </table> | 法改正前 | 法改正後 | 実施の時期 | 避難勧告 | 同左 | 災害が発生するおそれがあり、避難を促すとき。 | 避難指示 | 同左 | 災害が発生するおそれがあり、避難すべき時期が切迫したとき、又は災害が発生し、現場に残留者がいるとき。 | — | 屋内での待避等の安全確保措置の指示 | 災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。 | <p>【基本・風水害対策編】</p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>第5節 避難対策</p> <p>第1 避難の勧告・指示</p> <p>【震災対策編】</p> <p>第3章 震災応急対策</p> <p>第5節 避難対策</p> <p>第2 避難の勧告・指示</p> <p>【水防計画】</p> <p>第4章 避難対策</p> <p>第2節 避難の勧告・指示</p> | <p style="text-align: center;">34～36</p> <p style="text-align: center;">37～40</p> <p style="text-align: center;">42・43</p> | | | | | |
| 法改正前 | 法改正後 | 実施の時期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難勧告 | 同左 | 災害が発生するおそれがあり、避難を促すとき。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難指示 | 同左 | 災害が発生するおそれがあり、避難すべき時期が切迫したとき、又は災害が発生し、現場に残留者がいるとき。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| — | 屋内での待避等の安全確保措置の指示 | 災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>避難勧告等の発令時における指定行政機関等への助言の求め</p> <p style="text-align: center;">【応急】</p> | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法の改正により、避難のための立退きを勧告し、若しくは避難のための立退き若しくは屋内退避等の安全確保措置を指示し、又は警戒区域を設定する場合において、市長が必要と認めるときは、指定（地方）行政機関等の長又は都道府県知事に対し助言を求めることができることとされたため、これについて規定する。 | <p>【基本・風水害対策編】</p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>第5節 避難対策</p> <p>第1 避難の勧告・指示</p> <p>【震災対策編】</p> <p>第3章 震災応急対策</p> <p>第5節 避難対策</p> <p>第2 避難の勧告・指示</p> <p>【水防計画】</p> <p>第4章 避難対策</p> <p>第2節 避難の勧告・指示</p> <p>第3 避難の勧告・指示の実施</p> | <p style="text-align: center;">34～36</p> <p style="text-align: center;">37～40</p> <p style="text-align: center;">42・43</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |

⑤ 男女共同参画の視点に配慮した防災対策の推進（2項目）

| 項目 | 修正の概要等 | 地域防災計画の修正箇所 | 新旧対象表頁番号 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|---|-----|------|---|-----|-------|---------|---|-----|-------|----------|---|---------------------|
| <p>災害対策本部における男女共同参画担当部局の分掌事務の追加</p> <p>【応急】</p> | <p>・ 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実を図るため、災害対策本部における市民局人権啓発部男女共同参画課の分掌事務を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="676 359 1899 537"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>局等</th> <th>部課等</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧</td> <td>市民局</td> <td>人権啓発部</td> <td>男女共同参画課</td> </tr> <tr> <td>新</td> <td>市民局</td> <td>人権啓発部</td> <td>■男女共同参画課</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 所管施設の防護に関すること。 2 他課の応援に関すること。</p> <p>1 所管施設の防護に関すること。 2 男女共同参画の視点を取り入れた避難場所運営の相談・指導に関すること。</p> <p>■は防災に関係のある部課を表す。</p> | 区分 | 局等 | 部課等 | 分掌事務 | 旧 | 市民局 | 人権啓発部 | 男女共同参画課 | 新 | 市民局 | 人権啓発部 | ■男女共同参画課 | <p>【基本・風水害対策編】 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用 第4 災害対策本部</p> <p>【震災対策編】 第3章 震災応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用 第3 災害対策本部</p> | <p>44</p> <p>45</p> |
| 区分 | 局等 | 部課等 | 分掌事務 | | | | | | | | | | | | |
| 旧 | 市民局 | 人権啓発部 | 男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | |
| 新 | 市民局 | 人権啓発部 | ■男女共同参画課 | | | | | | | | | | | | |
| <p>男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進</p> <p>【予防】 【応急】 【復旧・復興】</p> | <p>[1 避難場所の開設・運営]</p> <p>・ 避難場所において、男女別のエリアを設定することや管理責任者に男女双方を配置すること、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないように配慮すること等について規定する。</p> <p>・ 広島市男女共同参画推進センターと連携して、避難者等からの相談を受け、必要な指導・支援に努めることについて規定する。</p> <div data-bbox="727 793 1866 940" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【広島市男女共同参画推進センター（愛称「ゆいぼーと」）】</p> <p>所在地 広島市中区大手町五丁目6番9号</p> <p>指定管理者 男女共同参画社会をめざす女性教育を考える会広島グループ</p> <p>事業の概要 男女共同参画に関する意識の普及啓発、講座の開催、相談の実施、調査・研究、情報の収集・提供 等</p> </div> <p>[2 職員の防災研修]</p> <p>・ 職員の防災研修について、各種会議、研修等のあらゆる機会を活用し、男女共同参画等の視点からの災害対応について、職員の理解を深めることについて規定する。</p> <p>[3 防災訓練]</p> <p>・ 地域で行う防災訓練の実施に当たっては、女性等の参画を得るとともに、男女共同参画等の視点を取り入れた訓練がなされるよう努めることについて規定する。</p> <p>[4 災害復旧・復興の方針]</p> <p>・ 復旧・復興の方針に、男女共同参画等の視点が反映されるよう配慮することについて規定する。</p> <p>[5 自主防災組織リーダーの養成]</p> <p>・ 自主防災組織のリーダーに対し、広島市男女共同参画推進センターで実施する学習や研修の機会を提供し、防災対策における男女共同参画に関する意識を啓発する。</p> <p>これを受け、自主防災組織においては、避難場所運営等の防災対策上の様々な取組に男女共同参画の視点を反映するとともに、地域の自主防災活動等に女性が参加しやすい環境を整えることで、女性の参加を促進し、自主防災組織における女性リーダーの養成に繋げる。</p> | <p>【基本・風水害対策編】 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策 第4 避難場所の開設等</p> <p>【震災対策編】 第3章 震災応急対策 第5節 避難対策 第5 生活避難場所の開設等</p> <p>【基本・風水害対策編】 第2章 災害予防計画 第7節 防災教育・訓練及び調査研究 第1 防災知識の普及</p> <p>【震災対策編】 第2章 震災予防計画 第9節 災害応急体制の整備 第2 職員の防災研修の実施</p> <p>【基本・風水害対策編】 第2章 災害予防計画 第7節 防災教育・訓練及び調査研究 第2 防災訓練の実施・指導</p> <p>【震災対策編】 第2章 震災予防計画 第18節 自主防災体制の整備・防災訓練の実施 第2 防災訓練の実施・指導</p> <p>【基本・風水害対策編】 第4章 災害復旧・復興計画 第2節 地域の復旧・復興の方針 第2 防災まちづくり</p> <p>【基本・風水害対策編】 第2章 災害予防計画 第8節 自主防災体制の整備 第1 自主防災組織の実践活動の促進</p> <p>【震災対策編】 第2章 震災予防計画 第18節 自主防災体制の整備・防災訓練の実施 第1 自主防災組織の実践活動の促進</p> | <p>46</p> <p>47</p> <p>48</p> <p>49</p> <p>50</p> <p>51</p> <p>52</p> <p>53</p> <p>54</p> | | | | | | | | | | | | |

⑥ 自助・共助体制の充実（2項目）

| 項目 | 修正の概要等 | 地域防災計画の修正箇所 | 新旧対象表頁番号 |
|------------------------|---|--|----------|
| 防災訓練の充実 【予防】 | <ul style="list-style-type: none"> 他の地方公共団体や防災関係機関、地域住民や事業者等と一体となった実践的な共同訓練の実施により、組織体制の機能や連携の確認及びその結果を防災計画の修正に反映させることについて規定する。 | 【基本・風水害対策編】 第2章 災害予防計画 第7節 防災教育・訓練及び調査研究 第2 防災訓練の実施・指導 | 55 |
| | | 【震災対策編】 第2章 震災予防計画 第18節 自主防災体制の整備・防災訓練の実施 第2 防災訓練の実施・指導 | 56 |
| 家庭における食料備蓄等の促進 【予防】 | <ul style="list-style-type: none"> 超広域にわたる被害では行政からの支援が行き届かない可能性があること等を踏まえ、家庭内備蓄の目安やローリングストック等の具体的な備蓄の手法等について広報し、家庭における食料等の備蓄の確保や避難時に最低限必要となる非常持出し品の準備を促進する。 【ローリングストック】 レトルト食品や即席麺等の日常生活で消費する食料等を、賞味期限をずらして多めに購入しておき、賞味期限の到達前に日常生活で消費し、その分の食料等を補充する備蓄方法 | 【基本・風水害対策編】 第2章 災害予防計画 第7節 防災教育・訓練及び調査研究 第1 防災知識の普及 | 57 |
| | | 【震災対策編】 第2章 震災予防計画 第13節 避難体制の整備 第10 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 第17節 防災知識の普及 第2 市民に対する防災広報 | 58・59 |

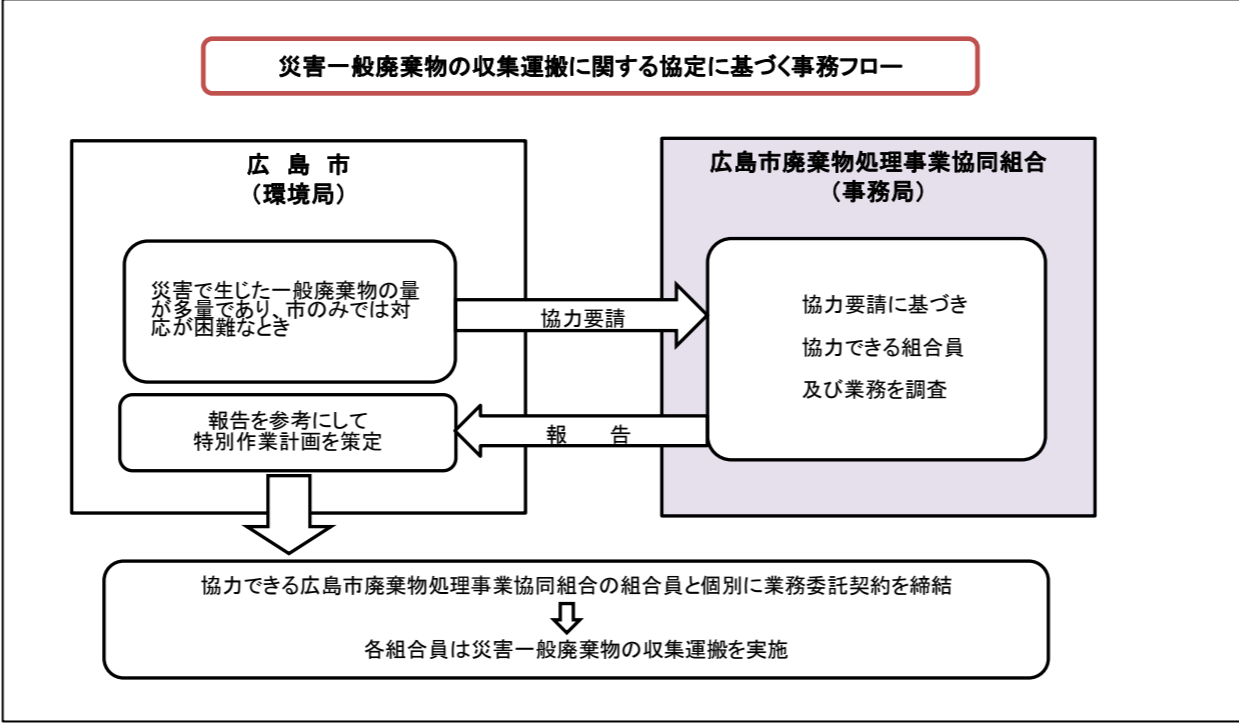
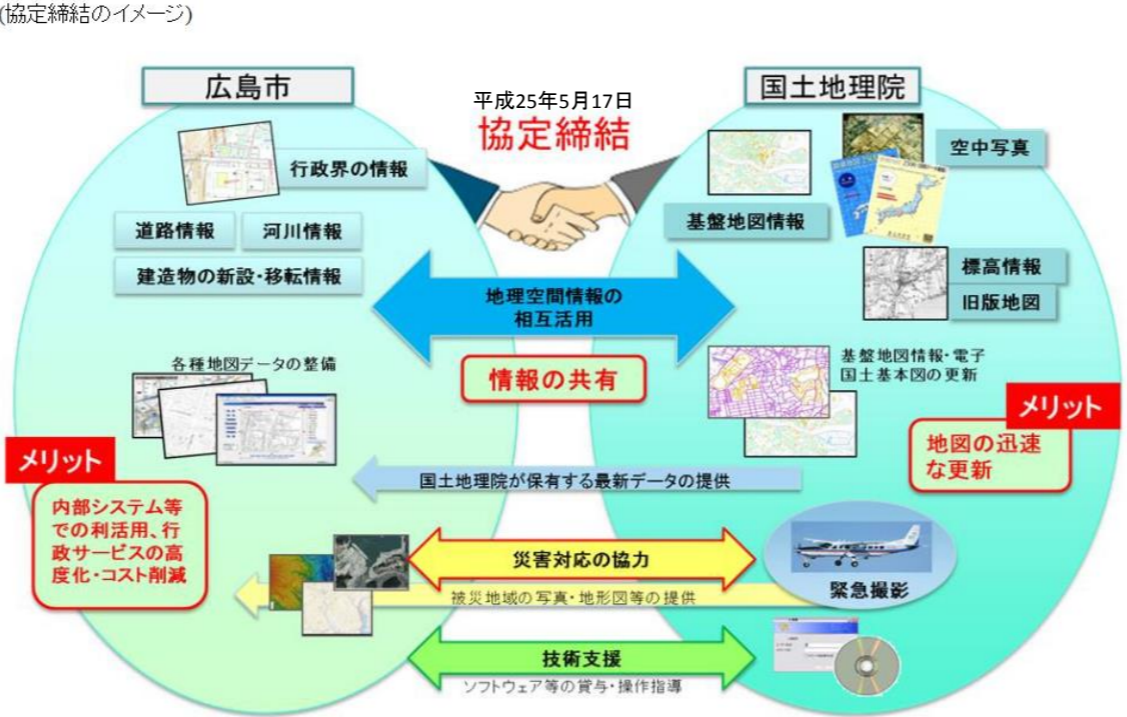
⑦ 災害ボランティア活動の充実（1項目）

| 項目 | 修正の概要等 | 地域防災計画の修正箇所 | 新旧対象表頁番号 | | | | | | |
|--|---|--|-----------|----------|-----|---|--|--|----|
| 広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の充実 【予防】 | <ul style="list-style-type: none"> 災害時における円滑なボランティア活動が行える環境の整備を図り、ボランティアの効率的な活動に資するため、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の構成員を追加し、ボランティア関係機関相互の連携の充実を図る。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 45%;">現 行（15団体）</th> <th style="width: 50%;">追 加（8団体）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成員</td> <td> 社会福祉法人広島市社会福祉協議会、広島市民生委員児童委員協議会、日本赤十字社広島県支部、公益財団法人広島YMCA、広島市地域女性団体連絡協議会、日本ボーイスカウト広島県連盟、一般社団法人ガールスカウト広島県連盟、一般社団法人広島青年会議所、広島商工会議所、連合広島広島地域協議会、国際協力アカデミーひろしま、特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター、SeRV広島、財団法人広島市未来都市創造財団、広島市 </td> <td> 特定非営利活動法人コミュニティリーダー ひゅーる ぼん、特定非営利活動法人Ant-Hiroshima、カトリック広島司教区平和の使徒推進本部、広島県災害復興支援士業連絡会、生活協同組合ひろしま、公益社団法人青年海外協力協会中国支部、特定非営利活動法人もりめイト倶楽部Hiroshima、特定非営利活動法人ひろしま自然学校 </td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 現 行（15団体） | 追 加（8団体） | 構成員 | 社会福祉法人広島市社会福祉協議会、広島市民生委員児童委員協議会、日本赤十字社広島県支部、公益財団法人広島YMCA、広島市地域女性団体連絡協議会、日本ボーイスカウト広島県連盟、一般社団法人ガールスカウト広島県連盟、一般社団法人広島青年会議所、広島商工会議所、連合広島広島地域協議会、国際協力アカデミーひろしま、特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター、SeRV広島、財団法人広島市未来都市創造財団、広島市 | 特定非営利活動法人コミュニティリーダー ひゅーる ぼん、特定非営利活動法人Ant-Hiroshima、カトリック広島司教区平和の使徒推進本部、広島県災害復興支援士業連絡会、生活協同組合ひろしま、公益社団法人青年海外協力協会中国支部、特定非営利活動法人もりめイト倶楽部Hiroshima、特定非営利活動法人ひろしま自然学校 | 【基本・風水害対策編】 第2章 災害予防計画 第10節 災害ボランティア活動の環境整備 第1 広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置 | 60 |
| | | 区分 | 現 行（15団体） | 追 加（8団体） | | | | | |
| 構成員 | 社会福祉法人広島市社会福祉協議会、広島市民生委員児童委員協議会、日本赤十字社広島県支部、公益財団法人広島YMCA、広島市地域女性団体連絡協議会、日本ボーイスカウト広島県連盟、一般社団法人ガールスカウト広島県連盟、一般社団法人広島青年会議所、広島商工会議所、連合広島広島地域協議会、国際協力アカデミーひろしま、特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター、SeRV広島、財団法人広島市未来都市創造財団、広島市 | 特定非営利活動法人コミュニティリーダー ひゅーる ぼん、特定非営利活動法人Ant-Hiroshima、カトリック広島司教区平和の使徒推進本部、広島県災害復興支援士業連絡会、生活協同組合ひろしま、公益社団法人青年海外協力協会中国支部、特定非営利活動法人もりめイト倶楽部Hiroshima、特定非営利活動法人ひろしま自然学校 | | | | | | | |
| 【震災対策編】 第2章 震災予防計画 第21節 災害ボランティア活動の環境整備 第1 広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置 | 61 | | | | | | | | |

⑧ 広域応援体制の強化（1項目）

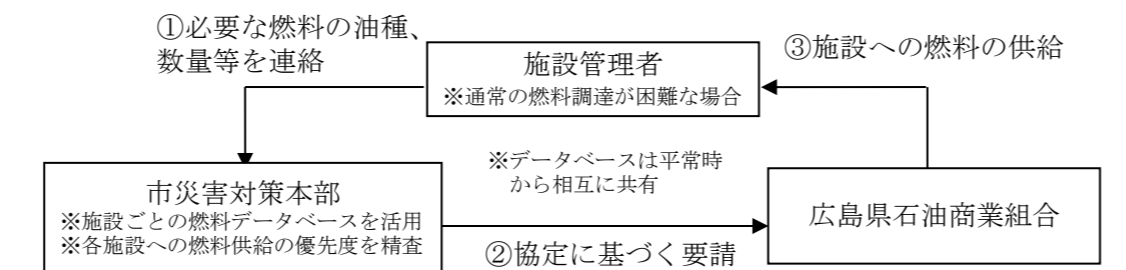
| 項目 | 修正の概要等 | 地域防災計画の修正箇所 | 新旧対象表頁番号 |
|----------------------|---|---|----------|
| 応援・協力要請体制の強化 【応急】 | <ul style="list-style-type: none"> 宮崎県日南市と「災害時相互応援に関する協定」を締結し、地震等による大規模な災害が発生し、災害を受けた市独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、被災市の応急対策及び復旧対策の迅速かつ円滑な遂行を図る。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 広島市と宮崎県日南市との「災害時相互応援に関する協定」(平成25年4月2日締結) ■協定内容 ・食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ・救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供 ・被災者を一時収容するための施設の提供 ・被災児童、生徒等の一時受入 ・救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣 ・その他被災市から特に要請があった事項 </div> | 【基本・風水害対策編】 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力要請 第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請 | 62 |
| | | 【震災対策編】 第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力要請 第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請 | 63 |

⑨ 防災関係機関等との連携強化（4項目）

| 項目 | 修正の概要等 | 地域防災計画の修正箇所 | 新旧対象表頁番号 |
|---------------------------------------|--|---|--------------------|
| <p>ライフライン復旧活動支援拠点の確保 【予防】</p> | <ul style="list-style-type: none"> 下水道において、災害時における他都市との情報連絡体制や応援の支援拠点等を、水資源再生センターに確保することを規定する。 | <p>【震災対策編】 第2章 震災予防計画 第6節 ライフライン施設等の整備 第2 下水道施設の整備</p> | 64 |
| <p>災害廃棄物処理体制の充実 【応急】</p> | <ul style="list-style-type: none"> 広島市廃棄物処理事業協同組合と「災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定」を締結し、災害により発生する災害一般廃棄物の収集運搬体制の迅速な整備を図る。 「災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定」（平成25年5月24日締結）  <p>災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定に基づく事務フロー</p> <p>広島市（環境局）と広島市廃棄物処理事業協同組合（事務局）間の協定に基づく事務フローを示す図表。広島市側には「災害で生じた一般廃棄物の量が多量であり、市のみでは対応が困難なとき」と「報告を参考にして特別作業計画を策定」のボックスがあり、広島市廃棄物処理事業協同組合側には「協力要請に基づき協力できる組合員及び業務を調査」と「報告」のボックスがある。両者は「協力要請」と「報告」のやり取りを行う。最終的に「協力できる広島市廃棄物処理事業協同組合の組合員と個別に業務委託契約を締結」し、「各組合員は災害一般廃棄物の収集運搬を実施」する。</p> | <p>【基本・風水害対策編】 第3章 災害応急対策 第15節 清掃対策 第2 特別清掃活動 第25節 応援要請及び協力要請 第1 民間団体等への協力要請</p> <p>【震災対策編】 第3章 震災応急対策 第15節 清掃活動 第2 特別清掃活動 第25節 応援要請及び協力要請 第1 民間団体等への協力要請</p> | 65・66 67・68 |
| <p>災害対策における地理空間情報活用体制の充実 【応急】</p> | <ul style="list-style-type: none"> 被災地域の写真・地図等の防災に関連する地理空間情報の提供を受けることなどを内容とする協定を国土地理院と締結したため、同協定の締結について規定する。 <p>「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定」（平成25年5月17日締結）</p> <ul style="list-style-type: none"> 協定内容 <ul style="list-style-type: none"> 国土地理院及び本市が保有する地理空間情報の相互利用 災害対応等における、情報の共有、被災地域の写真・地図等の防災に関連する地理空間情報等の同院からの提供 <p>(協定締結のイメージ)</p>  <p>広島市と国土地理院の協定締結イメージ図。平成25年5月17日協定締結。広島市側には「行政界の情報」「道路情報」「河川情報」「建造物の新設・移転情報」があり、国土地理院側には「航空写真」「標高情報」「旧版地図」がある。双方は「地理空間情報の相互活用」と「情報の共有」を行う。国土地理院は「各種地図データの整備」を行い、「国土地理院が保有する最新データの提供」を行う。広島市は「内部システム等での利活用、行政サービスの高度化・コスト削減」を実現する。国土地理院は「緊急撮影」を行い、「被災地域の写真・地形図等の提供」を行う。また、「技術支援（ソフトウェア等の貸与・操作指導）」が行われる。メリットとして「地図の迅速な更新」が挙げられる。</p> | <p>【基本・風水害対策編】 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力要請 第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>【震災対策編】 第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力要請 第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請</p> | 69 70 |

| 項目 | 修正の概要等 | 地域防災計画の修正箇所 | 新旧対象表頁番号 |
|---------------------------|--|--|----------|
| 食料・生活必需品等の調達体制の充実 【応急】 | <ul style="list-style-type: none"> 被災者に対し食料・生活必需品の応急配給を速やかに行うため、ファミリーマートとの協力協定締結（平成25年7月25日）により物資調達体制の充実を図る。 ※ 食料・生活必需品の調達に係る協力協定締結民間団体等 13⇒14 | 【基本・風水害対策編】 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力要請 第1 民間団体等への協力要請 | 71 |
| | | 【震災対策編】 第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力要請 第1 民間団体等への協力要請 | 72 |

⑩ 防災拠点施設等の機能確保（1項目）

| 項目 | 修正の概要等 | 地域防災計画の修正箇所 | 新旧対象表頁番号 |
|-------------------------------------|---|---|----------|
| 防災拠点施設の自家発電設備への給油体制の整備 【予防】 【応急】 | <ul style="list-style-type: none"> 広島県石油商業組合と締結している「大規模災害時における自動車用燃料等の供給協力に関する協定（平成10年1月16日締結）」に基づき、災害対策本部が設置される市役所本庁舎や区役所庁舎等の自家発電設備への緊急給油が迅速かつ確実にいえるよう、施設ごとの燃料データベースの整備、燃料供給フローについて規定する。  | 【基本・風水害対策編】 第2章 災害予防計画 第5節 防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備 第1 防災拠点施設等の機能確保 第3章 災害応急対策 第8節 停電応急対策 | 73・74 |
| | | 【震災対策編】 第2章 震災予防計画 第9節 災害応急体制の整備 第5 防災拠点施設等の機能確保 第3章 震災応急対策 第8節 停電応急対策 | 75・76 |

⑪ 道路交通対策の充実（2項目）

| 項目 | 修正の概要等 | 地域防災計画の修正箇所 | 新旧対象表頁番号 | | | | | | | | | |
|----------------------|--|---|----------------------------------|---------------|-----------|------------|---------------|-----------|------|---------|--|-------|
| 緊急輸送道路の指定 【予防】 | <ul style="list-style-type: none"> 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しに伴い、本市が指定する緊急輸送道路について修正する。 <p>【修正概要】</p> <table border="0"> <tr> <td>第一次緊急輸送道路</td> <td>新規指定～広島高速2号線ほか7路線、指定解除～伴中央線ほか1路線</td> <td>（現行47路線→53路線）</td> </tr> <tr> <td>第二次緊急輸送道路</td> <td>新規指定～段原蟹屋線</td> <td>（現行24路線→25路線）</td> </tr> <tr> <td>第三次緊急輸送道路</td> <td>修正なし</td> <td>（現行3路線）</td> </tr> </table> | 第一次緊急輸送道路 | 新規指定～広島高速2号線ほか7路線、指定解除～伴中央線ほか1路線 | （現行47路線→53路線） | 第二次緊急輸送道路 | 新規指定～段原蟹屋線 | （現行24路線→25路線） | 第三次緊急輸送道路 | 修正なし | （現行3路線） | 【震災対策編】 第2章 震災予防計画 第9節 災害応急体制の整備 第7 緊急輸送体制の整備 | 77～79 |
| 第一次緊急輸送道路 | 新規指定～広島高速2号線ほか7路線、指定解除～伴中央線ほか1路線 | （現行47路線→53路線） | | | | | | | | | | |
| 第二次緊急輸送道路 | 新規指定～段原蟹屋線 | （現行24路線→25路線） | | | | | | | | | | |
| 第三次緊急輸送道路 | 修正なし | （現行3路線） | | | | | | | | | | |
| 交通対策の充実 【予防】 【応急】 | <ul style="list-style-type: none"> 県警察本部による停電時における、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通信号機用自動起動式発動発電機設置済み主要交差点での自動的な信号機の作動 ○ 必要な交差点での可搬式発動発電機による信号機の復旧について修正する。 | 【震災対策編】 第2章 震災予防計画 第6節 ライフライン施設等の整備 第9 交通信号機の改修 第3章 震災応急対策 第18節 警備対策 第2 交通規制・交通確保対策 | 80・81 | | | | | | | | | |

⑫ 医療・救護対策の充実（1項目）

| 項目 | 修正の概要等 | 地域防災計画の修正箇所 | 新旧対象表頁番号 |
|------------------------|--|---|----------|
| 医療機関等との連携体制の充実 【応急】 | <ul style="list-style-type: none"> 災害時に医療機関等との連携を図るため、健康福祉局内に応急体制として「医療救護対策部」を設置し、医療機関の被災状況に関する情報の収集・伝達、医療救護班及び医療支援班の編成・運用、災害派遣医療チーム（DMAT：Disaster Medical Assistance Team）の活動支援などを行うことを規定する。 | 【基本・風水害対策編】 第3章 災害応急対策 第12節 医療・救護対策 | 82～86 |
| | | 【震災対策編】 第3章 震災応急対策 第12節 医療・救護対策 | 87～91 |

⑬ 地盤災害防止対策の推進（1項目）

| 項目 | 修正の概要等 | 地域防災計画の修正箇所 | 新旧対象表頁番号 |
|-----------------------------|--|---|----------|
| 地盤災害（液状化・崖崩れ等）対策の推進 【予防】 | <ul style="list-style-type: none"> 市域内の地盤地質情報（ボーリング柱状図、土質データ）等を集約し、庁内向けGIS（地理情報システム）によりこれを一元的に管理することによって、液状化対策や崖崩れ等による建築物等の被災防止対策に有効活用する。 | 【震災対策編】 第2章 震災予防計画 第5節 地盤災害による被災の防止 | 92 |